

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第6条の規定に基づき、京都市立小学校冷房化等事業を特定事業として選定したので、同法第8条の規定により、特定事業の選定における評価の結果を公表します。

平成17年6月27日

京都市長職務代理者
京都市助役 松井珍男子

特定事業の選定について

第1 特定事業の名称

京都市立小学校冷房化等事業（以下「本事業」といいます。）

第2 事業の概要

1 事業目的

京都市（以下「市」といいます。）では、暑さの厳しい夏季においても、子どもたちの学習の場、生活の場である普通教室の安全で快適な教育環境を実現するため、当初は平成16年度から20年度までの5箇年計画で、小・中学校普通教室冷房化事業を順次進めてまいりましたが、2期制の進捗^{しんちよく}や夏季休業期間の短縮による授業日数の確保の重要性が高まる中で、より一層の早期実現が望まれております。

とりわけ小学校の冷房化対象校が156校、対象施設が約2,500教室（少人数教育の充実や児童数の増加を見据えた教室を含む。）と膨大なことから、空調機器の設置時期が数年単位でずれ、この間、教育環境の学校間格差が続くという課題があります。

そこで、従来の整備手法にこだわらず、早期に子どもたちの教育環境を整備し、学校間の公平性を確保できる手法について、平成16年度に調査・検討を重ねてまいりました。

その結果、民間の技術的能力等を最大限に活用するPFI手法を全国に先駆けて用いることと致しました。

本事業は、できる限り各校の空調機器を早期かつ同時期に整備することのほか、事業経費の削減、財政負担の平準化を図り、子どもたちの安全で快適な教育環境を実現することを事業の目的としています。

2 整備等の概要

(1) 事業対象校

京都市立元町小学校（京都市北区西元町14番地）他155校

(2) 事業範囲

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」といいます。）に基づき、市と事業契約を締結し、当該特定事業を実施する事業者（以下「選定事業者」といいます。）が京都市立小学校の普通教室における空気調和設備の設計、施工及び維持管理業務を行うことを事業の範囲とします。

事業者が実施する本事業の主な範囲は以下のとおりとします。

ア 空気調和設備の設計業務

- (ア) 空気調和設備の設計のための現況調査業務
- (イ) 空気調和設備の施工に係る設計業務
- (ロ) 工事図面の作成業務
- (エ) その他付随する業務（調整・報告・申請・検査等）

イ 空気調和設備の施工業務

(ア) 空気調和設備の施工業務

(イ) その他付随する業務（調整・報告・申請・検査等）

※ 施工業務には、当該空気調和設備機器の導入に伴う、一切の工事（エネルギー関連の設備・配管の整備、植栽その他既存施設の移設・復元等）を含みます。

ウ 工事監理業務

(ア) 空気調和設備の施工に係る工事監理業務

(イ) その他付随する業務（調整・報告・申請・検査等）

エ 空気調和設備の所有権移転業務

※ 選定事業者は、各空気調和設備の施工後、設備等の所有権を市に移転するものとします。

オ 維持管理業務

(ア) 点検、保守、修繕その他一切の設備保守管理業務（フィルター清掃・消耗品交換等）

(イ) 緊急時対応業務（問い合わせ対応、緊急出動、緊急修繕等）

(ウ) 空気調和設備の運用に係るエネルギー使用量の計測・記録

(エ) 空気調和設備の運用に係る機器稼働時間の計測・記録

(オ) 空気調和設備の運用に係るアドバイス業務

(カ) その他付随する業務（調整・維持管理記録の提出・報告等）

3 事業方式

本事業の事業方式は、選定事業者が自らの提案に基づき、空気調和設備の設計、施工、工事監理を行った後、市に所有権を移転し、事業契約書等に示される維持管理業務を行う方式（いわゆるB T O (Build-Transfer-Operate) 方式）とします。

4 市の支払について

空気調和設備の設計、施工、工事監理、維持管理等のサービス対価として、市が選定事業者に対し次の費用を支払うものとします。

(1) 空気調和設備の設計・施工・工事監理に係る費用

市は、選定事業者が実施する本事業に要する費用のうち、空気調和設備の設計・施工・工事監理に係る費用（選定事業者が、空気調和設備の設計・施工・工事監理の実施に当たって金融機関等からの借入れ等を行う場合は、その金利分もこの費用に含みます。以下「初期費用」といいます。）については、運用開始時から事業期間終了時まで、市と選定事業者との間で締結する京都市立小学校冷房化等事業契約書（以下「事業契約書」といいます。）に定める額を割賦方式により、市は選定事業者に対して支払います。

なお、初期費用の一部については、現在、起債の充当を予定しています。現段階では、初期費用の13分の5に当たる額を事業の初年度に支払い、残りの13分の8に当たる額を事業の2年度以降に24回の割賦にて支払うことを想定しています。

(2) 空気調和設備の維持管理に係る費用

市は、空気調和設備の維持管理に係る費用（以下「維持管理費用」といいます。）について、運用開始時から事業期間終了時まで、事業契約書に定める額を割賦方式により支払います。

第3 市が自ら事業を実施する場合とPFI方式により実施する場合の評価

1 経費算出による定量的評価

(1) 算出に当たっての前提条件

本事業において、市が自ら実施する場合の財政負担額とPFI方式により実施する場合の財政負担額の比較を行うに当たり、その前提条件を次のとおり設定しました。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の応募者の提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもありません。

表 財政負担見込額の算定の前提条件

項目	市が自ら実施する場合	PFI方式により実施する場合
算定対象とする経費の主な内訳	①設計費 ②工事費 ③工事監理費 ④維持管理費	①サービス購入料 設計費 工事費 工事監理費 維持管理費 ②アドバイザー費用
共通の条件	①事業期間 平成18年度から平成30年度 ②規模 156校・約2,500教室における空気調和設備 ③物価変動 考慮しない ④割引率 3%	
資金調達に関する事項	①一般財源 ②地方債	①出資金 ②民間金融機関借入
設計、施工、工事監理、維持管理等に関する費用	市における類似事業の実績及び近年の参考経費等に基づき算定	市が直接実施する場合に比べて、一括発注による効率化が図られ、事業者の創意工夫が発揮され、一定割合の縮減が実現するものとして算定

(2) 算出方法及び評価の結果

算出に当たっての前提条件を基に、市が自ら実施した場合の財政負担額とPFI方式により実施する場合の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額で比較しました。

この結果、本事業を市が自ら事業を実施する場合に比べ、PFI方式により実施する場合には、事業期間中の財政負担額について約10%の削減を期待することができます。

また、事業者に移転するリスクについては、定量化に対する数値的な検討を行いました。想定される事例により変動があるため、具体的な数値による算定ではなく、定性的な評価に止めることとしました。

2 PFI方式により実施することの定性的評価

本事業においてPFI方式を用いた場合、財政の効率的指標（VFM）の達成によるコスト削減の可能性といった定量的な効果に加え、次のような定性的な効果が期待できます。

(1) 事業対象校における空気調和設備の一括・早期導入

本事業では、PFI方式を用いることにより、事業対象校156校の約2,500教室における空気調和設備の導入を一括・早期に導入することができ、児童に対する快適な教育環境の提供が、早期に可能になるとともに、導入時期のずれによる教育環境の小学校間の格差発生を避けることができると期待できます。

(2) 効率的な事業の実施

本事業では、PFI方式を用いることにより、空気調和設備の設計・施工から維持管理業務までを一括して民間事業者任せのため、事業の効率化が図られるとともに、選定事業者の創意工夫による品質確保と費用の最小化を視野に入れた設備の整備が図られるものと期待できます。

(3) リスク分担の明確化による安定した事業運営

本事業の計画段階において、あらかじめ発生するリスクを可能な範囲で想定し、その責任分担を市と選定事業者との間で明確化することによって、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、事業目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できます。

(4) 財政負担の平準化

市が自ら実施した場合は、短期間に初期投資費用を計上することとなるのに対し、PFI方式で行う場合は、空気調和設備の設計、施工、工事監理、維持管理等の業務に要する財政負担をサービス対価として毎年一定額を支払うことから、財政負担を平準化することが可能になります。

3 総合的評価の結果

本事業をPFI法に基づく事業として実施することにより、市が自ら本事業を実施する場合と比較して、事業期間を通じた市の財政負担額について約10%の削減を期待することができるとともに、定性的事項についても効果を期待することができます。

以上の結果、本事業をPFI事業として実施することが適切であると認められるため、本事業をPFI法第6条に基づき特定事業として選定します。

(教育委員会事務局総務部教育環境整備室)